

令和7年度

東広島市下水道事業

グリーネン入野雨水マンホール改築詳細設計業務(河07-1)

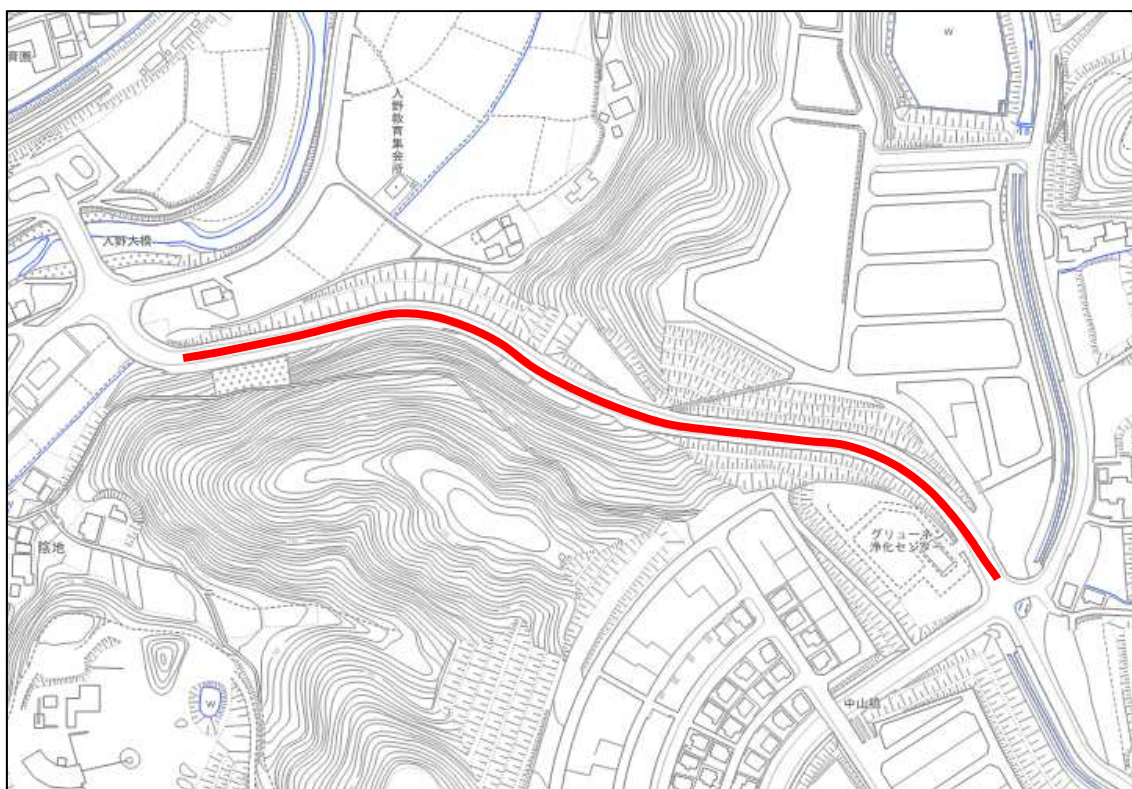
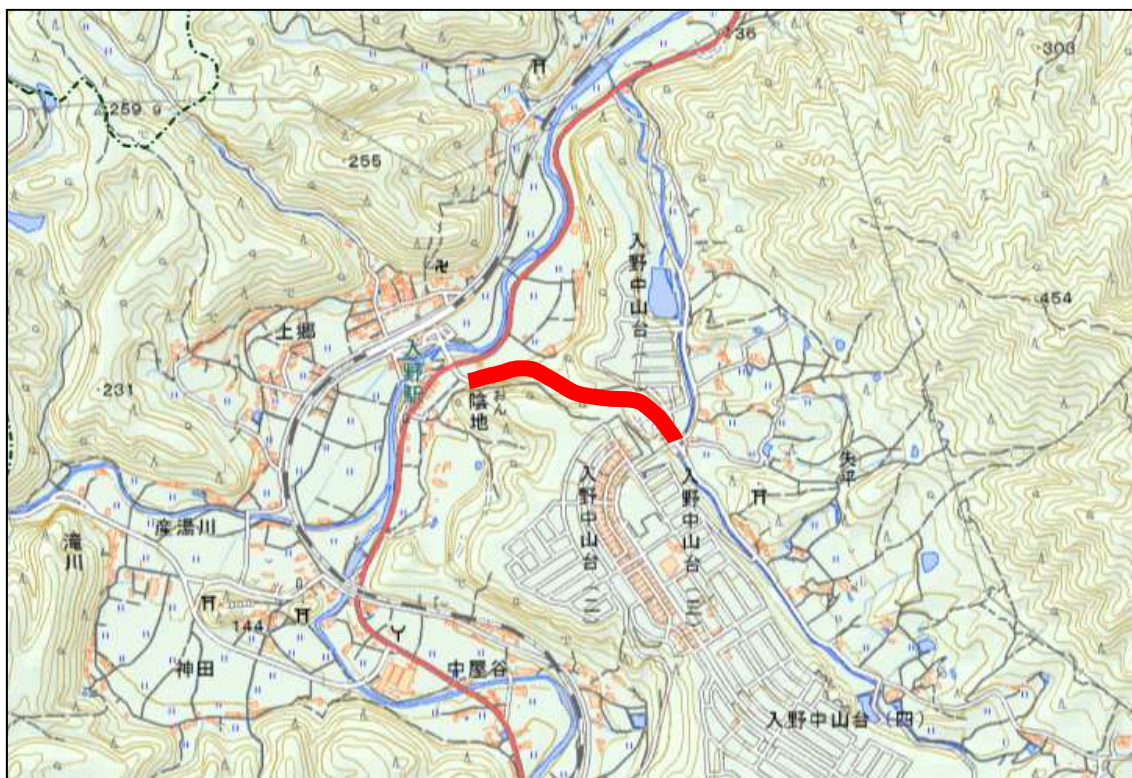
仕様書

施 工 場 所 東広島市河内町入野

東広島市

位置図

河内町入野



(別記様式1)

特記事項 (管理技術者及び照査技術者の選任)

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業 務 名	グリーンネン入野雨水マンホール改築詳細設計業務 (河 07-1)
委託業務場所	東広島市河内町入野

○印がある部分の技術者が必要である。

なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。

業 務 の 種 類	管 理 技 術 者	照 査 技 術 者
設 計 業 務	○ (資格要件は別表参照) 下水道	○ (資格要件は別表参照) 下水道
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測 量 業 務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)

管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防 及び海岸・海洋	技術士法（昭和58年法律 第25号）第4条に定める 技術部門のうち「建設部門」 に該当する資格	左記「設 計業務の 種類」ご とのRCCM の資格	技術士登 録等証明 書 又 は RCCM の資 格証の写 し
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び 地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工 設備及び積算			
	建設環境			
	上水道及び 工業用水道	上記法に定める技術部門 「上下水道部門」に該当す る資格		
	下 水 道			
	農業土木	上記法に定める技術部門 「農業部門」に該当する資 格		
	森林土木	上記法に定める技術部門 「森林部門」に該当する資 格		
	水産土木	上記法に定める技術部門 「水産部門」に該当する資 格		
	廃棄物	上記法に定める技術部門 「衛生工学部門」に該当す る資格		
	地質	上記法に定める技術部門 「応用理学部門」に該当す る資格		

	<table><tr><td>機械</td><td>上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格</td></tr><tr><td>電気電子</td><td>上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格</td></tr></table>	機械	上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格	電気電子	上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格		
機械	上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格						
電気電子	上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格						
	(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。) 【添付書類】実務経歴書 ① 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に 20 年以上の実務経験を有する者 ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者 ③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者						
測量業務	『測量業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者 【添付書類】資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し						
地質及び土質調査業務	『地質・土質調査業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。						
用地調査等業務	『用地調査等共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」(資格要件は次のいずれかに該当する者) (1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し 7 年以上の実務経験を有する者 【添付書類】実務経歴書 (2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)						

	【添付書類】登録証の写し (3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） 【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済みを証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの） (4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 【添付書類】実務経歴書
建築設計 等 業 務	『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に定める。 【添付書類】資格証の写し

特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和6年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。
4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1147	情報共有システム		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

マンホール改築実施設計業務委託標準仕様書

(詳細設計)

〔1〕一般仕様書

第1章 総 則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、マンホール改築工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1. 8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1. 9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1. 10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 11 成果物の審査

(1) 受注者は、成果物完成後に東広島市の成果物審査を受けなければならない。

(2) 成果物の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 12 引渡し

成果物の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、東広島市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1. 13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに

当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1. 15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、東広島市、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調 査

2. 1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2. 2 現地踏査

設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

第3章 設計一般

3. 1 打合せ

（1）業務の実施に当って、受注者は調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

（2）設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と東広島市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3. 2 設計基準等

設計に当っては、東広島市の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について東広島市と協議の上、定めるものとする。

3. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、調査職員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3. 5 参考資料の貸与

東広島市は、業務に必要な下水道事業計画図書、下水道台帳、道路台帳、目視調査書及び調書等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3. 6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則（マンホール改築詳細設計）

4. 1 調査

調査とは資料収集、現地調査、地下埋設物調査、現地作業、既設管調査であり、内容は「第2章 調査」のとおりとする。

4. 2 設計計画

調査結果に基づき、マンホール改築工法の計画を立案する。

4. 3 各種計算

既設マンホール強度の照査、腐食速度（腐食による劣化が明らかな場合）、マンホール本体の構造計算（既設構造を改変する場合等）、改築材の構造計算（必要に応じて）、耐震計算、仮設計算、換

気計算、流量計算、工程計算等を行う。

4. 4 設計図の作成

作成する主要な設計図は、位置図、平面図、構造図、仮設図等とする。

4. 5 数量計算

マンホールごとに、改築材料、仮設、補助工法等の数量を算出する。

4. 6 マンホール改築工法の比較検討

マンホール改築工法の選定はマンホールの老朽化、損傷状態に対応した最適工法を選定する。選定にあたり、マンホールの形状・規模、損傷状態、既存水量等を勘案し、比較検討を行い、最適工法を決定する。

なお、マンホール改築工法では、ライニング材、パネル等を用いた更生工法だけではなく、防食工法等の修繕工法、再設置を含む。

4. 7 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、既存水量、管路の損傷状態、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 照 査

5. 1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5. 2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5. 3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 基本条件の確認内容について

(2) 比較検討の方法及びその内容について

(3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について

(4) 計算書（構造計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について

(5) 計算書と設計図の整合性について

また、受注者は上記に加え本市制定の業務チェックリスト表により照査を実施しなければならない。

第6章 提出図書

6. 1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。用紙（出力）サイズは原則A3又はA4判とする。提出部数は2部とする。提出方法について、図面については電子データ納品とし、CADフォーマットはJWWデータとする。その他の書類等は、Word、Excel 又はPDF ファイル等で納品することとするが、電子化する内容については調査職員と協議すること。

6. 2 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図 書 名	縮 尺
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000
(2) 系統図	1/2,000～1/3,000

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (3) 施設平面図 | 1/300～1/500 |
| (4) 詳細平面図 | 1/100～1/300 |
| (5) 縦断面図 | 縦 1/100, 横 1/300～1/500 |
| (6) 横断面図 | 1/50～1/100 |
| (7) 構造図 | 1/10～1/100 |
| (8) 仮設図 | 1/10～1/100 |
| (9) 水理計算書 | |
| (10) 構造計算書（耐震設計計算書を含む） | |
| (11) 数量計算書 | |
| (12) 報告書 | |
| (13) 特記仕様書 | |
| (14) 公図調査資料 | |
| (15) 地下埋設物調査報告書 | |
| (16) 試掘調査報告書 | |
| (17) 測量成果簿 | |
| (18) 土質調査報告書 | |
| (19) 打合せ議事録 | |
| (20) その他の資料 | |
- 設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

第7章 参考図書

7. 1 参考図書

業務は、下記の掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。これら以外の図書を参考にする場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 東広島市公共下水道設計基準書 | (東広島市) |
| (2) 下水道施設標準図面集 | (東広島市) |
| (3) 土木工事標準積算基準書 | (国土交通省) |
| (4) 土木工事標準積算基準書 | (広島県) |
| (5) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン | (国土交通省) |
| (6) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案） | (日本下水道協会) |
| (7) 下水道用設計積算要領 管路施設 各編 | (日本下水道協会) |
| (8) 下水道施設計画・設計指針と解説 各編 | (日本下水道協会) |
| (9) 下水道維持管理指針 | (日本下水道協会) |
| (10) 下水道マンホール安全対策の手引き（案） | (日本下水道協会) |
| (11) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案） | (日本下水道協会) |
| (12) 下水道施設維持管理積算要領 管路施設編 | (日本下水道協会) |
| (13) 下水道施設の耐震対策指針と解説 | (日本下水道協会) |
| (14) 下水道施設耐震計算例 各編 | (日本下水道協会) |
| (15) 下水道排水設備指針と解説 | (日本下水道協会) |
| (16) 下水道管路施設設計の手引 | (日本下水道協会) |
| (17) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 | (日本下水道協会) |
| (18) 合流式下水道越流水対策と暫定指針 | (日本下水道協会) |
| (19) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案） | (日本下水道協会) |
| (20) 下水道の地震対策マニュアル | (日本下水道協会) |

- | | |
|---|--------------|
| (21) 下水道管きょ改築等の工法選定手引き (案) | (日本下水道協会) |
| (22) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き | (日本下水道協会) |
| (23) 下水道用マンホールふたの維持管理マニュアル (案) | (日本下水道協会) |
| (24) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル (案) | (日本下水道協会) |
| (25) 水理公式集 | (土木学会) |
| (26) コンクリート標準示方書 | (土木学会) |
| (27) トンネル標準示方書・同解説 各編 | (土木学会) |
| (28) 土木工学ハンドブック | (土木学会) |
| (29) 道路橋示方書・同解説 | (日本道路協会) |
| (30) 道路構造令の解説と運用 | (日本道路協会) |
| (31) 道路土工 | (日本道路協会) |
| (32) 共同溝設計指針 | (日本道路協会) |
| (33) アスファルト舗装要綱 | (日本道路協会) |
| (34) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (下水道事業支援センター) | |
| (35) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～ | (下水道新技術推進機構) |
| (26) 管きょ更生工法の品質管理技術資料 | (下水道新技術推進機構) |
| (27) 管きょ更生工法 (二層構造管) 技術資料 | (下水道新技術推進機構) |
| (28) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル | (下水道新技術推進機構) |
| (29) 下水道用マンホール改築・修繕工法に関する技術資料 | (下水道新技術推進機構) |
| (30) 衝撃弾性波検査法による管路診断技術資料 | (下水道新技術推進機構) |

設 計 条 件 項 目 表	
項 目	設 計 条 件
マンホール（雨水）	詳細設計
	マンホール改築 工法 1号 22 基 調査・設計計画・各種計算・設計図作成 ・数量計算・照査
施 工 法 の 比 較 検 討	有 無
報 告 書 作 成	有 無
設 計 協 議	初回 + 最終 + 中間 3 回

設計業務費 内訳表

頁0 -0001

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					
設計業務等標準歩掛	1	式			レベル1
管路改築設計	1	式			レベル2
管路改築詳細設計	1	式			レベル3
マンホール改築詳細設計	1	式			レベル4
マンホール改築詳細設計	1	式			
報告書作成(詳細設計)	1	式			
設計協議(詳細設計)	1	式			
直接人件費					

設計業務費 内訳表

頁 0 - 0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接経費					
旅費交通費	1	式			レベル2
旅費交通費	1	式			レベル3
旅費交通費	1	式			レベル4
旅費交通費（設計）	1	式			
電子成果品作成費	1	式			レベル2
電子成果品作成費	1	式			レベル3
電子成果品作成費	1	式			レベル4
電子成果品作成費（設計） 概略設計，予備設計及び詳細設計	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
＊＊直接原価＊＊					
その他原価					
＊＊間接原価＊＊					
＊＊業務原価＊＊					
一般管理費等					
業務価格計					
消費税相当額計					
業務費計					

参 考 図 書

業務名称 ： 令和7年度 東広島市下水道事業
 グリーンネン入野雨水マンホール改築詳細設計業務(河 07-1)

＜注意事項＞

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。

- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
 数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 49 東広島市(河内) 00-07.04.01(0)	凡例 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン	
諸経費体系	2 委託		
	当世代	前世代	
発注区分	41 建設コンサル		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

設計業務費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等標準歩掛					Y2C02 レベル1
管路改築設計	1	式			Y2C0202 レベル2
管路改築詳細設計	1	式			Y2C020202 レベル3
マンホール改築詳細設計	1	式			Y2C02020201 レベル4
マンホール改築詳細設計	1	式			V1000 00
報告書作成(詳細設計)	1	式			単第0 -0001 表 SG3L2122000 00
設計協議(詳細設計)	1	式			単第0 -0009 表 SG3L2123000 00
* * 直接人件費 * *	1	式			単第0 -0010 表

設計業務費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（設計）					S2Z0101X3 00
	1	式			単第0 -0011 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
	1	式			
電子成果品作成費(設計) 概略設計，予備設計及び詳細設計					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0012 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
* * 直接原価 * *					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 間接原価 * *					
* * 業務原価 * *					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計					

施工単価表

マンホール改築詳細設計

V1000

単第0 -0001 表

頁0 -0005

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
調査	1	式			単第0-0002 表
設計計画	1	式			単第0-0003 表
マンホール改築工法の比較検討	1	式			単第0-0004 表
各種計算	1	式			単第0-0005 表
図面作成	1	式			単第0-0006 表
数量計算	1	式			単第0-0007 表
照査	1	式			単第0-0008 表
* * * 単位当たり * * *	1	式			

施工単価表

頁0 -0006

調査

V1001

單第0 -0002 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0007

設計計画

V1002

單第0 -0003 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

マンホール改築工法の比較検討

V1003

單第0 -0004 表

頁0 -0008

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0009

各種計算

V1004

單第0 -0005 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0010

図面作成

V1005

單第0 -0006 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0011

数量計算

V1006

單第0 -0007 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0012

照査

V1007

單第0 -0008 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

報告書作成(詳細設計)

SG3L2122000

單第0 -0009 表

頁0 -0013

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

設計協議(詳細設計)

SG3L2123000

單第0 -0010 表

1 式 当り

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

旅費交通費（設計）

S2Z0101X3

單第0 -0011 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0016

電子成果品作成費(設計)
概略設計，予備設計及び詳細設計

S2Z0102X3

單第0 -0012 表

式 当り

[illegible]